

合併処理浄化槽設置費補助金

① 問合せ…3月31日②まで=生活排水対策課(☎025-520-5794)、4月1日③以降=生活環境課(☎025-526-5111、内線4113)

①合併処理浄化槽設置工事

人槽区分	合併処理浄化槽 整備区域(従来区域)	合併処理浄化槽転換区域(拡充区域)	
		市街化調整区域	市街化区域
5人槽まで	35万2千円	77万2千円	79万7千円
6～7人槽	44万1千円	90万5千円	95万7千円
8～10人槽	58万8千円	163万9千円	170万8千円

②撤去または宅内配管工事

工事区分	上限額
単独処理浄化槽の撤去費	9万円(合併処理浄化槽転換区域は12万円)
くみ取便槽の撤去費	9万円
宅内配管設置費	30万円

詳しくは



「住まいの耐震化」を進めましょう

住宅の耐震化に関する支援(昭和56年以前に建てた家に住んでいる人)

昭和56年5月31日以前に建てられた家は十分な耐震性を備えていないものも多く、大地震で倒壊する可能性が高いとされているため、該当する住宅に住んでいる人は、対策をお願いします。補助を受けられる対象など詳しくは市ホームページをご覧ください。

④ 4月1日⑤～5月15日⑥の間に建築住宅課(☎025-520-5783) ※予算額に達しない場合は最長で11月28日⑦まで

詳しくは



支援メニュー	概要	補助額	件数(抽選)
①木造住宅の耐震診断	耐震診断員が無料で診断	無料	80件
②木造住宅耐震改修 工事費の補助(全体改修)	耐震改修費の一部を補助	改修費の5分の4 (上限140万円)	2件
③木造住宅段階的耐震改修 工事費の補助(段階的改修) ※1階部分のみ改修		改修費の5分の4 (上限80万円)	1件
④木造住宅耐震シェルター・ 耐震ベッド設置費の補助	部屋の内側やベッドの周囲に設置する耐震 構造物の設置費の一部を補助	設置費の2分の1 (上限30万円)	5件
⑤木造住宅除却費の補助	居住している住宅を解体する費用の一部を 補助	除却費の100分の23 (上限30万円)	5件

●耐震化費用の代理受領(委任業者が市から補助金を直接受領)

②～⑤の費用について、委任業者に工事費と補助金の差額分のみで支払いで済み、当初費用・手続きを簡略化できます。

●耐震改修した家屋にかかる税を軽減

詳しくは、税務課または高田税務署に問い合わせてください。

⑧固定資産税=税務課(☎025-520-5652)、所得税=高田税務署(☎025-523-4171)

住まいに関する支援制度

① 申し込み・問合せ…建築住宅課(☎025-520-5786)

●克雪すまいづくり・アンカー補助金共通事項

④ 11月28日⑤まで(予算額に達し次第終了)

必ず工事着手前に申請してください

●克雪すまいづくり支援事業補助金

屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅の整備(建築、購入、改良)費用の一部を助成します。

⑥ 大湊区、頸城区を除く全市において、4月以降に施工業者と契約し、工事完了後、令和8年1月30日⑦までに実績報告できる人 ⑧ 費上限額=○融雪式(熱エネルギーの利用による屋根融雪)=44万円(要援護世帯は55万円)、○落雪式、落雪・高床式および耐雪式=33万円(要援護世帯は44万円)

詳しくは



●屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

命綱の一端を固定するための金具(命綱固定アンカー)などの設置費用の一部を補助します。

※法令により高さ2m以上の高所作業においては、墜

落防止器具の使用が事業者が義務付けられています。安全対策設備のない住宅などは、雪下ろしを事業者依頼できない場合がありますので、特に自力での雪下ろしが困難な世帯は補助金を活用し設置してください。

⑥ 対象住宅などの工事完了後、令和8年1月30日⑦までに実績報告できる人 ○対象住宅など=自己が所有または居住し、市内にある戸建て住宅(併用住宅含む)および附属屋(カーポートを含む)で高さが2m以上のもの ○対象工事=①命綱固定アンカーの設置 ②転落防止柵の設置 ③固定式はしごの設置・取替(①もしくは②と同時に設置または既に設置している場合) ④ いずれも1棟当たり上限10万円、補助率=要援護世帯3分の2、一般世帯2分の1

詳しくは



●住宅リフォーム促進事業補助金

今年度も実施します。詳細については広報上越5月号でお知らせします。